

上天草市移住促進パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

上天草市移住促進パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という）を理解のうえ、次のとおり企画提案をお願いします。

1 委託業務名

上天草市移住促進パンフレット作成業務

2 公募方法

上天草市ホームページに公募型プロポーザル実施要領及び仕様書を掲載する。

3 プロポーザル参加要件

本企画提案に応募できる者は、次の条件を満たす者としてします。

- (1) 熊本県内に本店、支店、営業所等を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税について滞納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っていない者であること。
- (6) 本プロポーザル及びその後の委託契約について、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

4 プロポーザル参加手続き

(1) プロポーザル参加表明

プロポーザル参加者は、平成29年5月25日（木）午後5時までに、「参加表明書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出してください。

<電子メール送信先> kikaku_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp（注）

（注）スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ 件名は、『上天草市移住促進パンフレット作成業務』プロポーザル参加表明（事業者名）』とすること。

※ 参加表明書提出後の辞退は「参加辞退届」（様式第2号）を提出すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 提案書（様式第3号） 【提出部数1部】

イ 企画提案書（A4サイズで作成） 【提出部数7部】

- ①パンフレットのコンセプト
（パンフレットに掲載する施設等の選定方法など）
- ②パンフレットの仕様（サイズ、紙質など）
- ③掲載内容、ページ割
- ④作業推進体制と業務スケジュール
- ⑤その他、独自の企画提案等

ウ デザイン案（表紙を含むページのイメージ） 【提出部数7部】

※写真や文字はダミーでも可。

※ページ数の指定はありませんが、全体のイメージが伝わるようなデザイン案の提出をお願いします。

エ 使用する紙質のサンプル 【提出部数7部】

オ 類似業務実績表（様式第4号） 【提出部数7部】

カ 会社概要 【提出部数7部】

※ただし、平成27・28年度上天草市工事等入札参加者名簿に登録されている事業者を除く。

キ 見積書 【提出部数1部】

(2) 提出期限 平成29年6月16日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先 〒869-3692

上天草市大矢野町上1514番地

上天草市総務企画部企画政策課

担当：橋本、迫本

※郵送の場合は、送付用の封筒の表面に、『上天草市移住促進パンフレット作成業務』と朱書きしてください。

(4) その他 企画提案書の提出は、1事業者1提案までとします。

(5) 質問等

質問は、「プロポーザル質問書」（様式第5号）により、平成29年5月25日（木）午後5時までに電子メールにて提出してください。

また、質問への回答は、参加表明をした全業者に電子メールで回答します。

<電子メール送信先> kikaku_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp（注）

（注）スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

6 審査対象

前記「5（1）の提出物」を審査対象とします。

7 審査方法

別に設置する「上天草市移住促進パンフレット作成業務業者選定審査会」（以下「審査会」という。）において審査を行い、企画提案書等から総合的に評価して最も優れた提案を行った者を契約予定者として選定する。

※ 審査経過に関する質問には回答しません。

8 結果の通知

提出された企画の結果については、審査終了後、書面で通知します。

9 契約の締結

契約予定者は、契約条件を上天草市と協議のうえ、契約の締結となります。契約予定者が必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があります。この場合は、次点者と契約締結について協議することとなります。

10 見積限度額

1, 231千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約額を示すものではなく、予算額の上限であり、見積額はこれを超えないこと。

11 契約期間

契約締結の日の翌日から平成29年9月29日（金）まで

12 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

(1) 企画提案の目的適合性

ア デザイン

- ① 注目されるような時流に合ったデザイン・サイズか。
- ② 見やすく、わかりやすいデザイン・サイズか。

イ 内容

- ① 移住コンテンツを紹介する内容（方法）に創意工夫が見られるか。
- ② 紹介する素材、ボリュームは適切か。
- ③ 「上天草へ移住したい」と思わせるような、訴求力のある内容か。

(2) 実施体制 実施体制は十分か。

(3) 見積額 見積金額は妥当であるか。

(4) 計画性 全体スケジュールは具体的か。無理のない計画か。

(5) 過去の実績 過去に類似業務の実績はあるか。

13 業務スケジュール（予定）

| | |
|---------------|----------------------|
| 平成29年5月25日（木） | プロポーザル参加表明書及び質問書提出期限 |
| 6月16日（金） | 企画提案書提出期限 |
| 6月21日（水） | 審査会、最優秀提案（契約予定者）の決定 |

14 留意事項

- (1) プロポーザルに係る費用については参加者の負担とし、提出された企画書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 見積書に記載する内訳には、できるだけ詳細な内容を記載してください。